

考查課情報

令和2年1月
第133号

| | |
|-------|------------|
| 大分類 | 共通（法令・通達） |
| 中分類 | 情報通信類 |
| 保存年限等 | 暦2023年12月末 |

倫理法違反に要注意！！

国家公務員は、法令により利害関係のある者から以下の行為を受けることが禁止されています。

なお、利害関係者に該当しない場合であっても、その者から供應接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供應接待又は財産上の利益の供与を受けることも倫理法違反になります。

倫理法違反は懲戒処分の対象です。

○利害関係者との禁止行為

●金銭の借り入れ

・通常一般の利息を払う場合でも金銭の貸付けを受けることは禁止です

（例外）金融機関が一顧客である公務員に貸し付ける場合

●酒食等のもてなし（接待）

（例外）公務員が職務として出席した会議で、弁当などの簡素な飲食物の提供を受ける場合

●金銭、物品、不動産の贈与

・たとえ祝儀や香典といった名目であっても倫理法違反になります

●一緒に麻雀等の遊戯、ゴルフ、旅行をすること

・職員自身が費用の負担をした場合であっても倫理法違反になります

●車での送迎など、無償でのサービスの提供

（例外）職務として訪問した際に、周囲の交通事情からみて相当と認められる範囲で

相手方が日常的に使用している自動車等を利用する場合

●未公開株式を譲り受けること

●無償で物品や不動産の貸し付けを受けること

詳細については「国税庁職員の倫理の手引き」を確認してください

考查課情報

令和2年2月
第134号

| | |
|-------|------------|
| 大分類 | 共通（法令・通達） |
| 中分類 | 情報通信類 |
| 保存年限等 | 暦2023年12月末 |

確定申告期における綱紀の厳正な保持

確定申告期は、税務職員が国民から、特に注目される時期です。

税務行政に対する信頼を損なうことのないよう、特に次の点に留意し、綱紀の厳正な保持に努めましょう！

【事務処理手順の遵守】

・文書管理の徹底】

事務処理手順を遵守しないと、納税者とのトラブルの原因となるだけでなく、国家公務員法違反（職務命令違反）を問われることもあります。

また、確定申告期は、マイナンバーが記載された申告書等大量の文書を取り扱うため、紛失・誤廃棄等に十分注意し、文書管理を徹底しましょう。



【税理士業務の禁止】

私的に税務相談や申告書作成を行うことは、税理士業務に該当し、税理士法違反であるとともに、国家公務員法違反（信用失墜行為）となります。

親族や親しい友人等から申告書の作成などを頼まれた場合には、最寄りの税務署に相談するよう指導しましょう。



【守秘義務の遵守】

職務上知り得た秘密を漏らすこととは、国家公務員法違反（守秘義務違反）となります。

署内での納税者との応接や、職員同士の会話のみならず、宴席、電車内などにおいても、言動には十分注意しましょう。

【適正申告】

職員自身が申告をする場合には、適正な申告や納税を怠ることのないよう注意してください。

不正還付申告や収入があるにもかかわらず申告しないなど、税務職員としてあるまじき行為は、厳しい懲戒処分等の対象となります。

【適正飲酒】

本事務年度において、過度の飲酒に起因した非行事件が相次いで発生しています。近年、公務員の非行事件は実名で報道されることが多く、一たび非行事件が報道されると、職員本人のみならず、大切な家族の平穏な生活・将来にも影響を及ぼします。また、国税組織、ひいては公務員全体の信用が大きく傷つけられることとなります。

確定申告期は、知らず知らずのうちに疲れがたまり、少量の飲酒でも急に酔いが回ることもあります。

飲酒の際には、職員相互で適正飲酒に配意し、万一、めいていしている職員がいる場合には、自宅に送り届けるなど、適切な対応を取りましょう。

考查課情報

令和2年7月
第135号



| | |
|-------|------------|
| 大分類 | 共通（法令・通達） |
| 中分類 | 情報通信類 |
| 保存年限等 | 暦2023年12月末 |

楽しそうな夏季休暇を過ごすために！

○緊急時の連絡体制を再確認！ ☎

レスキューカードを常に携行し、事件・事故が発生した場合には、速やかに上司に報告してください。

なお、事件・事故に限らず、トラブル等に巻き込まれた場合などについても、自分で判断せず、上司に報告し、必ず判断を仰ぎましょう。

○適正飲酒の徹底！ 🍷

飲酒をする場合には、常に税務職員としての自覚を持ち、「適正飲酒・5つのマナー」を遵守し、節度ある飲酒に努めましょう。

〔適正飲酒・5つのマナー〕

- 1 お互いに注意喚起し、適量飲酒にとどめよう。
- 2 他人への飲酒の強要はやめよう。
- 3 会合の時間は、2～3時間以内としよう。
- 4 メンバー全員がその日のうちに帰宅できる時刻までに解散しよう。
- 5 2次会は自粛しよう。

○交通法規の遵守！ 🚗

夏季休暇中は、連続休暇による気の緩みなどで、交通事故・違反が発生しやすい時期です。

自動車、バイク及び自転車を運転する場合には、適度な休憩とゆとりある計画で安全運転を心掛け、交通事故・違反の防止に努めましょう。

なお、交通事故が起きてしまった場合には、適切な事後措置をとった上で、上司へ速やかに報告をしましょう。

※以下のような事例にはくれぐれも気を付けましょう 🚨

【事例1】トンネル内が下り坂になっており、気が付くとかなりのスピードが出ていました。

トンネルを出た後、白バイ警察に検挙され、スピード違反で高額の罰金を支払うことになりました。

【事例2】親戚の集まりで酒を勧められ、一口だけなら…と飲酒。酔っていないと勝手に判断し、自動車で帰宅したところ、酒気帯び運転で検挙されました…。

【事例3】久しぶりに会う友人との飲み会で、ついつい飲みすぎてしまいました。気がつくと、警察に保護されており、翌日の早朝、夏季休暇中だった上司に身元を引き受けてもらうことに…。

考查課情報

令和2年9月

第136号

| | |
|-------|------------|
| 大分類 | 共通（法令・通達） |
| 中分類 | 情報通信類 |
| 保存年限等 | 暦2023年12月末 |

ご存知ですか？自転車保険への加入義務化

○自転車保険への加入義務化とは？

自転車保険への加入義務化とは、各自治体が定めた「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の中にある取組項目の一つで、条例によって自転車に乗る人に保険への加入を義務付ける（自治体によっては努力義務）ものです。

自転車保険への加入義務化が進んだきっかけは、平成20年に神戸市で発生した、当時小学5年生の子供が自転車で女性に衝突し、女性を意識不明の重体（頭蓋骨骨折等）にさせてしまった事故です。この事故に関して、神戸地裁は、子供の保護者に対して約9,500万円の賠償金の支払いを命じました。

この事故を重く受け止めた兵庫県は、平成27年に国内で初めて、自転車保険への加入を義務付ける条例を制定し、以降、大都市圏を中心に自転車保険への加入義務化の動きが広がっています。

○各自治体の条例（令和2年8月末現在）

| 都・県 | 加入義務 | 加入（努力）義務者 | 条例の施行月 |
|------|---------------------------|--------------|----------|
| 東京都 | あり | 都内で自転車を利用する者 | 令和2年4月 |
| 神奈川県 | | | 平成31年4月 |
| 山梨県 | | | 令和2年10月 |
| 埼玉県 | | | 平成30年4月 |
| 静岡県 | | 県内で自転車を利用する者 | 令和元年10月 |
| 千葉県 | | | 平成29年4月 |
| 茨城県 | | | 令和元年6月 |
| 群馬県 | | | 平成26年12月 |
| 栃木県 | 栃木県交通安全対策協議会が自転車保険への加入を推奨 | | |

○自転車保険とは？

個人賠償責任保険が契約（付帯）されているものをいい、個人又は同居の家族が、日常生活で誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負担した場合の損害を補償する保険等をいいます。

※ 各人で保険会社等へ確認するなどして、自身の加入状況をチェックしてください

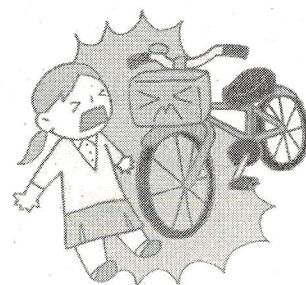


条例の取扱いについては、必ず各人で自治体のHP等を確認してください。

○自転車安全利用五則

※H19.7.10中央交通安全対策会議交通対策本部決定より

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - ・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



考查課情報

令和2年9月
第137号

| | |
|-------|------------|
| 大分類 | 共通(法令・通達) |
| 中分類 | 情報通信類 |
| 保存年限等 | 暦2023年12月末 |

飲酒に起因した事件事故の未然防止 の徹底について



これまで非行の未然防止に向け、様々な注意喚起をしているところですが、依然として飲酒に起因した事件事故が発生しており、その多くが深酒や長時間飲酒に起因するものであり、警察沙汰(逮捕等)になった事件等も発生しています。

飲酒に起因した事件事故が発生した場合、事件等を起こした本人が懲戒処分等の対象になることはもちろん、酩酊している職員に対して、適切な対応をとっていないかった場合には、一緒に飲酒していた者(同伴者)も責任を問われる可能性がありますので、改めて適正飲酒5つのマナーの徹底を心がけてください。

○過去の事例

- ・長時間飲酒をし、泥酔した挙句、飲食店とトラブル、警察に通報され身柄保護
- ・自身の適量を超えた飲酒をした結果、電車内で女性に抱きつき、現行犯逮捕
- ・終電まで飲み会を続け、電車で寝過ごす。駅員に起こされたことに怒り、暴力をふるう
- ・記憶を無くすほどの飲酒を行い、他人の住居の器物等を損壊
- ・長時間飲酒をした結果、カバンや共済組合員証が入った財布を紛失
- ・同僚らとの長時間飲酒の結果、翌日に無断欠勤、上司等が本人の安否確認をするために多大な事務量を投下

いずれの事件事故も「適正飲酒5つのマナー」を守らなかったために生じたものです。

「自分は大丈夫！」と考えているそこのあなた！

あなたが一番危ないかもしれません。

その日の体調によって自分の適量も変わります。絶対に他人事とは思わず、「明日は我が身」と考えましょう。



○「適正飲酒5つのマナー」の徹底～みんなを守る合言葉～

- 1 お互いに注意喚起し、適量飲酒にとどめよう。
- 2 他人への飲酒の強要はやめよう。
- 3 会合の時間は、2~3時間以内としよう。
- 4 メンバー全員がその日のうちに帰宅できる時刻までに解散しよう。
- 5 2次会は自粛しよう。



考查課情報

令和2年9月
第137号

| | |
|-------|------------|
| 大分類 | 共通(法令・通達) |
| 中分類 | 情報通信類 |
| 保存年限等 | 暦2023年12月末 |

飲酒に起因した事件事故の未然防止 の徹底について



これまで非行の未然防止に向け、様々な注意喚起をしているところですが、依然として飲酒に起因した事件事故が発生しており、その多くが深酒や長時間飲酒に起因するものであり、警察沙汰(逮捕等)になった事件等も発生しています。

飲酒に起因した事件事故が発生した場合、事件等を起こした本人が懲戒処分等の対象になることはもちろん、酩酊している職員に対して、適切な対応をとっていないかった場合には、一緒に飲酒していた者(同伴者)も責任を問われる可能性がありますので、改めて適正飲酒5つのマナーの徹底を心がけてください。

○過去の事例

- ・長時間飲酒をし、泥酔した挙句、飲食店とトラブル、警察に通報され身柄保護
- ・自身の適量を超えた飲酒をした結果、電車内で女性に抱きつき、現行犯逮捕
- ・終電まで飲み会を続け、電車で寝過ごす。駅員に起こされたことに怒り、暴力をふるう
- ・記憶を無くすほどの飲酒を行い、他人の住居の器物等を損壊
- ・長時間飲酒をした結果、カバンや共済組合員証が入った財布を紛失
- ・同僚らとの長時間飲酒の結果、翌日に無断欠勤、上司等が本人の安否確認をするために多大な事務量を投下
- ・飲み会の翌日に自動車を運転し、事故を起こす。酒気帯び状態であったことも発覚

いずれの事件事故も「適正飲酒5つのマナー」を守らなかったために生じたものです。

「自分は大丈夫！」と考えているそこのあなた！

あなたが一番危ないかもしれません。

その日の体調によって自分の適量も変わります。絶対に他人事とは思わず、「明日は我が身」と考えましょう。



○「適正飲酒5つのマナー」の徹底～みんなを守る合言葉～

- 1 お互いに注意喚起し、適量飲酒にとどめよう。
- 2 他人への飲酒の強要はやめよう。
- 3 会合の時間は、2~3時間以内としよう。
- 4 メンバー全員がその日のうちに帰宅できる時刻までに解散しよう。
- 5 2次会は自粛しよう。



考查課情報

令和2年9月
第137号

| | |
|-------|------------|
| 大分類 | 共通(法令・通達) |
| 中分類 | 情報通信類 |
| 保存年限等 | 暦2023年12月末 |

飲酒に起因した事件事故の未然防止 の徹底について

これまで非行の未然防止に向け、様々な注意喚起をしているところですが、依然として飲酒に起因した事件事故が発生しており、その多くが深酒や長時間飲酒に起因するものであり、最近では特に、飲み会時における経験の浅い女性職員に対するセクハラや職員間のトラブル(暴力沙汰)などの事件が頻発している状況です。

皆さん、日頃からどのようにストレス発散していますか？適度にストレス発散できていますか？

お酒でストレス解消するのも一つの方法ですが、度が過ぎると事件事故や欠勤に繋がる場合もあります。お酒は程々にしましょう！

○過去の事例

- ・長時間飲酒をし、泥酔した挙句、飲食店とトラブル、警察に通報され身柄保護
- ・自身の適量を超えた飲酒をした結果、電車内で女性に抱きつき、現行犯逮捕
- ・長時間飲酒をした結果、カバンや共済組合員証が入った財布を紛失
- ・同僚らとの長時間飲酒の結果、翌日に無断欠勤、上司等が本人の安否確認をするために多大な事務量を投下
- ・飲み会の翌日に自動車を運転し、事故を起こす。酒気帯び状態であったことも発覚
- ・飲み会中に泥酔し、職場の同僚と口論、殴る蹴るなどの暴力をふるう
- ・職場の飲み会で若い女性職員に卑猥な言動や身体的接触を行う(セクハラ)

いずれの事件事故も「適正飲酒5つのマナー」を守らなかつたために生じたものです。

飲酒に起因した事件事故が発生した場合、事件等を起こした本人が懲戒処分等の対象になることはもちろん、酩酊している職員に対して、適切な対応をとっていなかった場合には、一緒に飲酒していた者(同伴者)も責任を問われる可能性がありますので、改めて5つのマナーの徹底を心がけてください。

「自分は大丈夫！」と考えているそのあなた！あなたが一番危ないかもしません。その日の体調によって自分の適量も変わります。「明日は我が身」と考えましょう。



○「適正飲酒5つのマナー」の徹底～みんなを守る合言葉～

- 1 お互いに注意喚起し、適量飲酒にとどめよう。
- 2 他人への飲酒の強要はやめよう。
- 3 会合の時間は、2～3時間以内としよう。
- 4 メンバー全員がその日のうちに帰宅できる時刻までに解散しよう。
- 5 2次会は自粛しよう。



考查課情報

令和2年11月
第138号

| | |
|-------|------------|
| 大分類 | 共通(法令・通達) |
| 中分類 | 情報通信類 |
| 保存年限等 | 暦2023年12月末 |

12月は国家公務員倫理月間です!!

○本年度の標語

本年度の標語

最優秀作品 『これぐらい』 思う気持ちに 距離を取れ

優秀作品 倫理とは 知識と意識と 心がけ
間違いを 正す勇気で 得る信頼

[令和2年度ポスター]



○国家公務員倫理月間とは？

「国家公務員倫理月間」とは、職員一人一人に公務員倫理に関する意識を再確認してもらい、倫理意識の効果的な浸透を図るために設けられた期間です。

公務員倫理を保持し、公務に対する国民の信頼を確保するためには、私たち一人一人が全体の奉仕者としての倫理行動規準を深く心にとどめ、職業生活の様々な場で自らの判断において行動を律することが極めて重要です。

本年も昨年に引き続き、12月の1か月間を国家公務員倫理月間として位置づけ、職員一人一人の倫理意識を高めるための研修等を実施しますので、この機会に是非、国家公務員倫理法令等の再確認をお願いします。

○国家公務員倫理法令研修の受講について

令和2事務年度職員研修の実施計画に基づき、全職員を対象とした「国家公務員倫理法令研修」を実施しますので、期間内にLANトレーニングシステムにより受講してください。

実施期間：令和2年11月27日（金）から令和3年1月15日（金）

局ポータルサイト(トップ画面)の「LANトレーニング」をクリックし、システムを起動してください。

次のページに〇×問題を掲載したので、あなたの倫理法・倫理規程の理解度をチェックしてみましょう！

| No. | 問 題 |
|-----|---|
| 1 | 本科同班で、現在、利害関係者となっている〇B税理士から旅行に誘われた。この者が税務職員であったときから本科同班メンバーで数年に一度旅行に行く仲であり、私的な関係に当たるため、今回一緒に旅行に行っても倫理規程上の問題はない。 |
| 2 | たとえ利害関係者に該当しないとしても、職務上関係のある事業者から何度も食事をごちそうになることは、倫理規程上問題がある。 |
| 3 | 自分が異動した場合、異動前に利害関係者であった事業者等は、後任の職員にとって利害関係者である限り、異動後3年間は自分にとっての利害関係者とみなされるが、自分がその3年間のうちに更に他の部署に異動したとしても、当該事業者等は利害関係者とみなされる。 |
| 4 | 調査法人から無利子又は著しく低い利率で金銭の貸付を受けることは禁じられているが、通常一般の利子を支払うのであれば、調査法人から金銭の貸付を受けることは認められる。 |
| 5 | 利害関係者である関係民間団体等から創立30周年の記念パーティ（立食）に招待されたが、その日の都合が合わなかつたので、代わりにお世話になっている隣の部門の先輩を招待するようにお願いした。このような行為は倫理規程の禁止行為には該当しない。 |
| 6 | 私的な関係がある利害関係者との間においては、禁止行為に該当する行為を行うことが認められる場合があるが、この「私的な関係」とは、親族関係や学生時代の友人など職員となる前からの関係をいうのであって、職員となった後に地域活動を通じて知り合った者との関係はこれには含まれない。 |
| 7 | 利害関係者とのゴルフについて、プレー代や賞品代などを割り勘にし、利害関係者と同じ組でプレーしないようにすれば、同じコンペでゴルフをすることも認められる。 |
| 8 | 公務上の必要性から調査法人の担当者と共に出張することは認められる。 |
| 9 | 利害関係者から、異動の際などに、餞別として簡素な飲食物を御馳走してもらうことや安価なお礼の品物を受け取ることは、通常の儀礼の範囲内なので問題ない。 |
| 10 | 出張により2日間にわたる調査を行う予定であるが、調査対象企業の周辺には宿泊施設がないことから、やむを得ず当該企業の保養所に宿泊させてもらった。当該保養所は一般的の来客があった場合、1泊3,000円で宿泊させているが、企業の配慮により無償で宿泊したとしても、やむを得ず宿泊したものであり問題ない。 |
| 11 | 職員が出張中、利害関係者から一方的にお歳暮が贈られ、家族の者が利害関係者からの贈り物と知らずに受領した場合、職員がその事実を知った後、速やかに当該物品を返送すれば、倫理規程の禁止行為には当たらないと解されている。 |

| No. | 問 題 |
|-----|---|
| 12 | 学生時代からの友人が所属する企業が利害関係者に該当することとなった場合、いくら親しい友人であっても共に旅行することは絶対にできない。 |
| 13 | 利害関係者ではない企業の社員から定期的に食事に誘われ、業務において有益な意見交換ができることから毎回参加しているが、会計の際、自分の飲食費を払おうとしても必ず断られてしまうので、結果的に毎回自分の飲食費を負担していない。 このようなことは極力控えた方が望ましいが、利害関係者ではないので、倫理規程違反となることはない。 |
| 14 | OBも含め、局署の職員で結成しているサークル活動において、1泊の合宿を行うこととなつた。この合宿の移動に際し、昨年度退職した職員で現在は利害関係のある企業に再就職しているOBから「自宅が近所だから昨年度と同様、合宿地までの行きとその帰りは一緒に行こう」と誘われた。このOBと合宿地まで一緒に行き、一泊し、合宿先からの帰路を共にすることは、倫理規程上の禁止行為に該当する。 |
| 15 | 上司から誘われ、かつての同僚であり現在利害関係者となっているOB 2名と酒食を共にした。会計の総額は1万6千円であったが、上司が利害関係者の分もとりまとめて支払った。利害関係者は各々4千円を上司に支払った。自分は上司から2千円でよいと言われたが、この場合、「割り勘」になつてないため、上司に2千円のみ支払うことは倫理規程に抵触する。 |
| 16 | 職場の忘年会を、自分の高校時代の友人が経営するお店で開催した。店の経営者である友人が「差し入れ」として、世間には余り流通していない珍しいお酒を数種類、計5本、無料で振る舞ってくれた。この場合、友人は利害関係者ではないため、この差し入れを無償で受けたとしても倫理規程上何ら問題となることはない。 |
| 17 | 毎年、伯父の家に親戚一同が勢揃いして正月を祝っていたが、公務員に採用された結果、伯父が利害関係者に該当することになってしまったので、今後は伯父の家に宿泊することもおせち料理を振る舞つてもらうこともできない。 |
| 18 | 国家公務員倫理法は、度重なる国家公務員の不祥事がきっかけとなって制定されたもので、職員が職務の執行の公正さを確保することは当然のこととして、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図ること等を目的としている。 |
| 19 | 利害関係者から未公開株式を譲り受けることは禁止されているが、これは無償の場合だけではなく、適当な金額を支払った場合も含まれる。 |
| 20 | 在職中から年に数回の割合で麻雀をしていた職場の先輩であっても、退職後に利害関係者に該当する場合には、それまでと同様に麻雀をすることは倫理規程上認められない。 |

| No. | 答 | 解説 |
|-----|---|--|
| 1 | × | <p>倫理規程では、「私的な関係」がある利害関係者との間においては、例外的に倫理規程上の禁止行為を行うことができることとされています。しかし、「私的な関係」とは、「職員としての身分にかかわらない関係」をいい、職場での上司や同僚との関係、職務上の相手方との関係、職務として参加した研修仲間、職場のOBとの関係などは該当しません。</p> <p>また、昔からの友人など、「私的な関係」があったとしても、禁止行為を行うことができるのは、国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限られています。</p> <p>なお、東京局のルールとして、OB税理士が一人でも出席する私的会合への出席は自粛となっています。</p> |
| 2 | ○ | <p>相手が利害関係者ではない事業者等であっても、供應接待を繰り返し受けたり、高額の贈与を受けるなど、社会通念上相当と認められる程度を超えて供應接待等を受けることは禁止されています。これは、相手方が職員から何らかの見返りを受けることを期待してそのような行為を行っていることが疑われ、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがあるためです。</p> |
| 3 | ○ | <p>異動前のポストで利害関係者だった者は、異動後3年間は、後任の職員にとって利害関係者である限り、引き続き利害関係者とみなされます。これは、異動した後であっても、後任の職員に影響力を行使することによって職務の公正さを歪めるのではないか、また、異動後間もない時期に、異動前のポストで利害関係者であった者から供應接待や贈答品を受領することは、異動前のポストにおける職務の執行の公正さを歪めていたのではないかとの疑惑や不信を招くことを考慮した規程です。</p> |
| 4 | × | <p>利害関係者から金銭の貸付を受けることは、通常一般の利子を払うとしても認められません。</p> <p>ただし、銀行等の金融機関が利害関係者に該当する場合については、一顧客として通常の利子を払う場合に限り、金銭の貸付を受けることが認められます。</p> |
| 5 | × | <p>職員が利害関係者に働きかけ、職員本人ではなく第三者に倫理規程に定める禁止行為をさせるような行為は禁止されています。これについては、その反倫理性の強さから、広く一般に配布される宣伝用物品や記念品の贈与、多数の者が出席する立食パーティー等での飲食の提供など、職員本人であれば認められるような行為であっても禁止されています。</p> |
| 6 | × | <p>「私的な関係」とは、職務としての身分にかかわらない関係と定義されており、親族関係や学生時代の友人など職員となる前からの関係がある者のほか、職員となった後に地域活動を通じて知り合った者なども私的な関係に該当します。</p> <p>一方、職場の上司や同僚との関係、職務上のカウンターパートなどの関係は、私的な関係には該当しません。</p> |
| 7 | × | <p>利害関係者と共にゴルフをすることは、たとえ自己の費用を負担した場合であっても認められません。</p> <p>ただし、自分が会員になっているゴルフ場が主催する月例ゴルフコンペに参加しようとしたところ、参加者の中にたまたま利害関係者が含まれているような場合は、倫理規程の禁止行為には該当しないとされています。</p> |
| 8 | ○ | <p>利害関係者と共に旅行することは禁止されていますが、公務のための旅行はその対象から除外されています。したがって、出張命令が出されていて、利害関係者の同行が公務に必要である場合には、利害関係者と共に出張することは認められます。</p> |
| 9 | × | <p>利害関係者から酒食等のもてなしを受けることは、昼食などの安価なものであっても認められません。</p> <p>また、利害関係者から金銭や物品などを受け取ることは、餞別や祝儀などの名目を問わず、認められません。</p> |
| 10 | × | <p>利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けることは禁止されています。</p> <p>本件については、当該企業の社員以外には有償で開放されている保養所に宿泊することから、宿泊料を支払わずに保養所に宿泊した場合、正当な理由なくサービスを受けたこととなり、倫理規程上の禁止行為に該当します。</p> |

| No. | 答 | 解説 |
|-----|---|--|
| 11 | ○ | <p>利害関係者から物品の贈与を受けることは禁止されています。</p> <p>ただし、職員が不在中に、家族が一方的に利害関係者から送られてきた贈答品を受け取るということは、現実的に想定される事態であり、このような場合は、職員が利害関係者からの贈与であることを認識した後に速やかに、当該物品を返送すれば、倫理規程の禁止行為には当たらないこととして取り扱っています。なお、このような状況が発生した場合、上司等に当該事実を報告した上、総務課等を通じて確実に返還するようにしてください。</p> |
| 12 | × | <p>親族関係や学生時代の友人など、職員となる前からの関係がある者、職員となった後に地域活動を通じて知り合った者などは、職員としての身分にかかわらない「私的な関係」に該当し、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、例外的に禁止行為を行うことができることとされています。</p> <p>なお、職場の上司や同僚との関係、職務上のカウンターパートなどの関係は、職務を通じて知り合ったものであり、「私的な関係」には該当しません。</p> |
| 13 | × | 利害関係者に該当しない事業者等からであっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待等を受けることは、禁止されています。 |
| 14 | ○ | <p>職員が利害関係者と共に旅行をすることは、倫理規程上の禁止行為に該当します。</p> <p>本問については、職員と利害関係者のOBが合宿先まで同行し、現地で共に一泊し、合宿先からの帰路も同行することとなることから、「共に旅行」をすることに該当します。</p> |
| 15 | × | <p>自己の費用を負担して利害関係者と共に飲食することはできますが、きちんと割り勘になつていなかつた場合など、自己費用負担額が不十分だった場合には、実際の金額との差額分の供応接待を受けたこととなり、倫理規程の禁止行為に該当します。</p> <p>本問で、上司と自己の負担額を合計した額（6千円+2千円）を頭数の2で割った額（4千円）が利害関係者の負担分（4千円）と同額であり、きちんと割り勘になっているといえます。本問については、利害関係者と共に飲食をした場合であっても、利害関係者との間での費用負担が適切であることから、職員同士で費用を傾斜配分をすることには問題ありません。</p> |
| 16 | × | <p>利害関係者に該当しない事業者等であっても、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けることはできません。</p> <p>本問の場合、高校時代からの付き合いがある友人であっても、その友人が事業を行う「事業者」に当たることから、その友人から無償で提供された酒類の金額、提供頻度等によっては、社会通念上相当と認められる程度を超えた供応接待又は財産上の利益の供与に当たる場合があります。</p> |
| 17 | × | 利害関係者から供応接待を受けることは禁止されていますが、伯父とは親族関係という私的な関係（職員の身分にかかわらない関係）があり、これまでどおり正月に伯父の家に宿泊し、おせち料理の振る舞いを受けたとしても、国民の疑惑や不信を招くおそれはないと考えられることから、認められます。 |
| 18 | ○ | <p>国家公務員倫理法は、1990年代半ばに公務員の不祥事が続発し、事務次官等申合せに基づき、訓令レベルで公務員倫理規程が作られたにもかかわらず、さらに不祥事が発生したため、行政内部の自浄作用には任せておけないということになり、議員立法で制定されました。</p> <p>その目的は、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為を防止し、もって公務員に対する国民の信頼を確保することであり、すなわち、「公正さ」は当然のこととして、「公正らしさ」を求めています。</p> |
| 19 | ○ | <p>利害関係者からの未公開株の譲り受けは、無償の場合に限らず、有償の場合であっても禁止されています。</p> <p>未公開株は、一般の者には入手困難であり、通常値上がりが期待されるものであるため、たとえ適当な金額を支払っていたとしても、職務の執行の公正さに対する疑惑や不信を招くおそれがあることから、禁止されています。</p> |
| 20 | ○ | 利害関係者と共に遊技（麻雀、ポーカー）をすることは禁止されています。また、職場の先輩は「私的な関係」には該当しませんので、職場の先輩が再就職によって利害関係者に該当するようになった場合には、一緒に麻雀をすることはできません。 |

考查課情報

令和2年11月
第139号

| | |
|-------|------------|
| 大分類 | 共通（法令・通達） |
| 中分類 | 情報通信類 |
| 保存年限等 | 暦2023年12月末 |

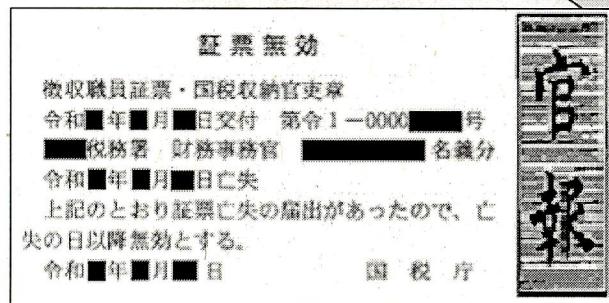
今年もまた亡失が…?

証票ケースのひもは 衣服につけていますか？

日々証票亡失の未然防止に努めていただいておりますが、今事務年度も証票の亡失事例が発生しています。

証票を紛失した場合には、庁舎内、出張経路、自宅等の搜索に膨大な時間をかけることに加え、万一悪用された場合には、税務行政に対する国民の信頼を著しく損なうこととなります。

実際の官報掲載



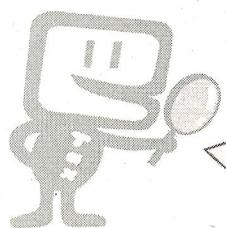
証票が発見されない場合には
証票無効の官報公告を行うほか、
処分の対象にもなります！

亡失事例の大半は、証票ケースのひもを衣服につけてず、
鞄や胸ポケットに入れ、亡失しています。
自分は失くさない、落とさないは慢心です！



今年も確認調査の時期になりました！

今回の証票確認調査では、証票ケースの確認を実施します！



証票の確認調査方法の見直しを行いました。

- ・証票ケースの破損、携帯用ひもの取付状況も確認します！
- ・証票裏面への確認事績の記載を不要としました！

税務職員の権限を示す大事な証票です！

証票亡失の未然防止に努めましょう！